

平成 28 年 第 4 回 定 例 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 12 月 13 日 開会

平成 28 年 12 月 16 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成28年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成28年12月13日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄	10番	欠員

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

議案第42号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める  
件

議案第43号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例を定める件

議案第 4 4 号 鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 5 号 鳴沢村行政財産使用料条例を定める件

議案第 4 6 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 7 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 8 号 地方自治法第 9 6 条第 2 項の規程により議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 9 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 5 0 号 平成 2 8 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 1 号 平成 2 8 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 2 号 平成 2 8 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 3 号 平成 2 8 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 4 号 平成 2 8 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 5 号 平成 2 8 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 6 号 鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件

発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 4 2 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する  
条例を定める件
- 日程第 5 議案第 4 3 号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例を定める  
件
- 日程第 6 議案第 4 4 号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例  
の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 5 号鳴沢村行政財産使用料条例を定める件
- 日程第 8 議案第 4 6 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 4 7 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める件
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号地方自治法第 9 6 条第 2 項の規程によ  
り議会の議決すべき事件に関する条例  
の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号平成 2 8 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号平成 2 8 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号平成 2 8 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号平成 2 8 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号平成 2 8 年度鳴沢村介護予防支援事業

## 特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第18 一般質問

### ◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） ただいまから、平成28年第4回定例会開会に先だち、ご挨拶を申し上げます。

本日は皆様、師走の大変お忙しい時期でございますが、ご参集いただきましてご苦労さまでございます。

12月の定例会に当たりまして、慎重なご審議とご提言等をいただければ幸いです。

---

開会 午前10時00分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから早速でございますが、平成28年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、鳴沢村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 皆さん、こんにちは。

本日は平成28年第4回鳴沢村議会定例会の開会をお願いしたところ、全議員の皆様の参会のもと開会できますことに敬意を表させていただきます。

昨冬から続いた異常気象ともいえる状況は、雪の少ないのはよかったです。秋からの長雨と日照不足による野菜の不作

と農家は大変でしたが、行政にとっては台風も幾つか襲来いたしましたが無事な被害もなく、予定いたしました事業、行事も、議員さんを初め皆様のご協力によりまして無事に推進しております。ありがとうございました。

2016年も残すところ18日ばかりであります。2017年も皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、村政をまい進してまいりたいと思っておりますので、皆様のご健勝でのご支援、ご活躍をお願いいたします。

本定例会には条例の制定、一部改正が8案件、補正予算6案件、最終日に人事案件を上程しておりますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。

---

**議長（渡邊明雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、議員派遣についてはお手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による平成28年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。  
監査委員 三浦利雄君。

**監査委員（三浦利雄君） 7番 三浦利雄。**

地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月15日及び21日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について行政監査を行いました。

事業執行状況については、平成28年度における全251項目のうち、100万円以上かつ10月19日現在で執行率が50%を下回る事業を主に抽出し、その中の33事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、平成27年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している18事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているかを審査しました。

入札事務については、平成28年度において、9月末日までに執行された14件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求め

るとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているかを審査しました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月21日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成28年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

**議会運営委員長（小林利雄君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日の午前10時及び5日の午前11時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月1日の委員会で決定された事項については、次の7項目です。

1、会期は本日より12月16日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりにすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第43号及び議案第44号の2件を一括議題、一括採決とすること。

4、議案第46号及び議案第47号の2件を一括議題、一括採決とすること。

5、議案第50号から議案第55号までの6件を一括議題、一括採決とすること。

6、一般質問通告日は、12月5日、午前9時までとすること。

7、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、12月5日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日午前9時に通告が締め切られた、3名3件の一般質問通告書の取り扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

**総務教育厚生常任委員長（小林利雄君）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成28年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月12日、午後4時40分より委員会を招集いたしました。

委員4名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「地域おこし活動をする若者との意見交換について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

委員会開催に先立って、議員控室において地域おこし活動をしている団体「なるさわッショイ」のメンバーを招き、団体の活動概要や今後の展望、要望事項などを伺い、意見交換を行いました。

意見交換終了後に、議員控室で委員会を開催し、協議を行いました。

協議を行った結果、団体の活動について何らかの支援を検討することを、今後、議員協議会へ総務教育厚生常任委員会の意見として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月12日、午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、会議事件説明のため、振興課長、土木担当2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成29年度に予定している道路工事等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、担当課より平成28年度に行われた、また現在行わ

れている村道工事などについて、工事名、場所、工事概要、工期、請負金額及び請負業者等の報告を受けるとともに、平成29年度に実施を計画している5件の村道工事、3件の水道工事の概要等の説明を聴取いたしました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 広報常任委員長 佐藤博水君。

**広報常任委員長（佐藤博水君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成28年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月21日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月24日、午前10時より、保健センター2階会議室において広報常任委員会を開催しました。

委員全員と職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第26号（案）について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第26号について、レイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月11月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成27年度決算認定の記事をトップ項目とし、また「小さくても輝く自治体フォーラム in 馬路村」への参加や、議会から村長へ要望書を提出した件について

も、特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第42号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第4、議案第42号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** 議案第42号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

人事院の平成28年8月8日付の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等に鑑み、鳴沢村職員給与条例についても一部を改正する必要があること

から、所要の改正を行うものであります。施行日の関係で第1条と第2条に分かれています。

改正条例の1ページをごらんください。

条例第9条の2第1項第1号の医師及び歯科医師の初任給調整手当を41万3,300円から41万3,800円に、医学または歯学の専門的な知識が必要となる職員について5万500円から5万600円へ改正するものであります。

2ページをごらんください。

第17条第2項第1号の勤勉手当を、一般の職員は0.80月から0.90月に、特定幹部職員は1.00月から1.10月に、再任用職員は0.375月から0.425月に、それぞれ改正するものであります。これらの改正により、平成27年12月期の期末勤勉手当は、2.175月から2.275月へ0.1月分の増額となるため、平成28年度の期末勤勉手当の合計は、年間で4.3ヶ月となります。

3ページから7ページは、行政職給料表及び看護・保健職給料表を改正し、国家公務員の棒給表に準じて改めるものであります。

8ページをごらんください。

第8条第2項第2号の「及び孫」を削り、同項第3号で新たに扶養となる孫を規定したことにより、第3号から第5号を各1号繰り下げるものであります。同条第3項で扶養親族となる配偶者に係る扶養手当の額を1万3,000円から6,500円に、子の扶養手当の額を6,500円から1万円に改めるものであります。第9条は、字句の整理と配偶者の有無にかかわらず扶養手当の額が一律1万円となったため削除するものであります。

9ページをごらんください。

第9条第1項第3号、第4号も、配偶者の有無にかかわらず扶養手当の額が一律となったため削除するものであります。

10ページをごらんください。

扶養手当を受けている職員の扶養手当の支給額の改定についての内容を、第1号から第3号に号分けするものであります。

11ページをごらんください。

条例第15条、職員の勤務1時間当たりの給与額の現行算出方法は、労働基準法に抵触する恐れがあるため、週休日、祝日、年末年始を差し引いて計算するよう県からの指導があったため改正するものであります。

条例第15条の3第3項第1号中、週休日の管理職員特別勤務手当を近隣町村に合わせ1万円に、同項第2号で平日の深夜帯における管理職特別勤務手当を県の指導により週休日の半額とするものであります。

ただし、支給対象外の業務が規定され、災害など特別に緊急性を持った業務で、第一に週休日の振りかえを行い、振りかえができない場合に限って支給するため、支給実績はありません。

第17条第2項第1号で、平成29年4月1日以降適用される勤勉手当は、今回引き上げた0.1月分を6月と12月期に振り分けるため、一般の職員は0.90月から0.85月に、特定幹部職員は1.10月から1.05月に、再任用職員は0.425月から0.40月に改正するものであります。これにより平成29年度の年間期末勤勉手当は、平成28年度と同様、4.3月分となります。

13ページをごらんください。

施行期日は、附則第1項で第1条の改正は公布の日から施行し、第2条の改正は平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項で、第1条の給与条例の改正を平成28年4月1日に、勤勉手当の改正は同年12月1日にさかのぼり適用するものがあります。

第4項で平成30年4月1日から、配偶者に係る扶養手当の額を6,500円に引き下げ、子に係る扶養手当の額を1万円に引き上げますが、平成29年度の1年間、配偶者に係る扶養手当の額を1万円、子に係る扶養手当の額を8,000円とする経過措置を講ずるものであります。

以上で、議案第42号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第43号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第6 議案第44号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第5、議案第43号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第6、議案第44号鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第43号鳴沢村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

平成28年8月8日、人事院は一般職の国家公務員の給与改定並びに育児休業等に係る子の範囲の拡大、介護休暇の分割及び介護時間の新設について国会及び内閣に対し勧告し、意見を申し出ました。

これを受け、政府は給与関係閣僚会議等における検討の結果、10月14日、人事院勧告及び意見どおりに本年度の一般職の国家公務員の給与改定等を実施するよう閣議決定されたものです。人事院の意見に、働きながら育児や介護がしやすい環境整備の指摘がありました。

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

第8条の2第1項で、育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子等を加えたものであります。

2ページをごらんください。

同条第4項で、3歳未満の子や小学校就学前の子のある職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限規定を、要介護者を扶養する職員に読みかえて適用するものであります。

3ページをごらんください。

第11条で、休暇の種類に介護時間を加え、第15条で、介護休暇の取得可能期間である3ヶ月を通算して6ヶ月を超えない範囲内で、3つの期間に分割して取得できるよう改正するものであります。

4ページをごらんください。

第15条の2で、介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとし、給与条例に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する条文を新たに設けるものであります。

続きまして、第16条で、介護休暇に介護時間を加えるものであります。

5ページをごらんください。

施行期日は、附則第1項で、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2項で、条例改正施行日以前に承認を受けた介護休暇は、6ヶ月以内であれば施行日をまたぐことができ、第3項で、平成29年1月1日から同年3月31日の間は、養子縁組を希望し、県が児童を委託することが適当と認められる者は、厚生労働省

で研修を終了し、県の作成した名簿に登録した者として取り扱う経過措置の規定であります。

続きまして、議案第44号、鳴沢村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

議案第43号と同様な提案理由により地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

改正点としまして、第2条、第3号、ア、第2号の育児休業の認定する子の年齢を1歳から1歳6ヶ月に延長するものであります。

2ページをごらんください。

第2条の2で、厚生労働省の研修が終了し、県の名簿に登録された職員が児童養護施設等に入所した児童を養育するため、育児休業を取得する特例の条文を新たに設けたものであります。これにより4行目イで、第2条の2を第2条の3に繰り下げるものであります。

4ページをごらんください。

上から11行目は、字句の修正を行ったものであります。

5ページをごらんください。

第3条第1項第1号で、育児休業をしている職員が、次の子の産前産後休暇取得した後、死亡等による育児休業の取り扱いを号分けし、条文を整理したものであります。

同項第2号で、育児休業をしている職員が、次の子の育児休業を取得した後の育児休業の取り扱いについて新たに条文を設けたものであります。

6ページをごらんください。

第3条第1項第2号を新たに設けたため、同項第2号から第7号までを各1号繰り下げたものであります。第10条第1項第1号で、育児短時間勤務の承認を得た職員が、次の子の産前産後休暇を取得した後、死亡等による育児短時間勤務の取り扱いを号分けし、条文を整理したものであります。これにより、同項第2号から第6号までを各1号繰り下げたものであります。

第18条で、議案第43号の一部改正に伴い介護時間が加わったため改正するものであります。

8ページをごらんください。

同条第3項で、議案第43号の一部改正に伴い、非常勤職員の部分休業の承認に介護時間を加える改正をするものであります。

附則としまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第43号及び議案第44号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。8番小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 議案第43号の3ページで、改正とは関係ないんですけども、第11条の特別休暇とはどういうものですか。

**議長（渡邊明雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** 忌引き休暇とか夏季休暇とか、通常の年次有給休暇以外の休暇がある程度規定されているんですけども、それらです。

**議長（渡邊明雄君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第43号及び議案第44号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第7 議案第45号鳴沢村行政財産使用料条例を定める件

**議長(渡邊明雄君)** 日程第7、議案第45号鳴沢村行政財産使用料条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長(渡辺伸一君)** 議案第45号鳴沢村行政財産使用料条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第238条で、公有財産の範囲を第1項の不動産から第8項の財産の信託の受益権までと規定し、同法第238条の4第7項で、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができると規定されております。

行政財産は、公有財産のうち庁舎、公民館、公園など村が公用

または公共用に供する財産であります。行政財産の使用に当たり、地方自治法第225条の規定に基づき徴収する使用料に関し必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

条例の1ページをごらんください。

第1条で趣旨、第2条で使用料の納付額と納付方法、第3条で納付期日、第4条で減額・免除、第5条で納付した使用料の不還付を規定したものであります。

第2条の使用料の額は別表で定めるとし、土地は1平方メートル当たりの固定資産評価額に0.04を乗じて得た額に使用面積を乗じ、10円未満の端数を切り捨てるものであります。また、建物は同様に、建物の1平方メートル当たりの価格に0.06を乗じ、10円未満の端数を切り捨てるものであります。

附則として、施行期日を本条例の公布の日から施行するものとするものであります。

以上で、議案第45号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第46号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定める件**

**◎日程第9 議案第47号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（渡邊明雄君）** 日程第8、議案第46号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第9、議案第47号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長（渡辺安司君）** 議案第46号鳴沢村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成28年6月に専決処分の承認をいただきましたが、山梨県から資料提供された条例の附則の施行期日に一部錯誤が発生するおそれがあるため、条文を追加・整理するものです。

第1条第1項の施行日が平成29年1月1日となっておりますが、この中に4月1日施行日の法人村民税の申告納付が含まれており、施行期日ごとに条文を整理したものです。

以上で、議案第46号の税条例の一部を改正する条例の一部を

改正する条例の説明を終了します。

続きまして、議案第47号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、所得税法の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、関連する税条例の整備を行う必要があります。外国との相互主義に基づく二重課税を排除するため、特例適用の利子・配当等の所得を分離課税するものです。

内容につきましては、1ページの特例適用利子等及び特例適用配当等の個人の村民税の課税の特例として第20条の4を追加し、以下は字句を変更するなどの条項となっております。内容は、上場株式等の分離課税を選択したとき、現在、地方税は村民税3%と県民税2%となっておりますが、租税条約等実施特例法と同じく村民税3%を適用するものです。2ページの1行目の100分の3というのが3%、続きまして4ページの同じく100分の3が配当等の課税を示したものです。

最後に、附則としまして、施行日を平成29年1月1日とするものです。

以上で、議案第47号の税条例の一部を改正する条例の説明を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第46号及び議案第47号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第48号地方自治法第96条第2項の規程により議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(渡邊明雄君)** 日程第10、議案第48号地方自治法第96条第2項の規程により議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。企画課長。

**企画課長(渡辺一博君)** 議案第48号地方自治法第96条第2項の規程により議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成23年5月の地方自治法の一部改正に伴い総合計画の策定義務がなくなり、基本構想は議会の議決事件から除外されました。しかし、総合計画は自治体の行政運営の根幹をなし、基本的な方向性を定めるものであることから、地方自治法改正後も

ほぼ全国の自治体で策定されており、本村でも本年度予算計上され現在策定作業を進めております。この総合計画において策定される基本構想についてその重要性に鑑み、議会の議決すべき事件とするため本条例を改正するものであります。

議案の1ページをごらんください。

まず、第1条に見出しとして「(趣旨)」を付します。

また、第2条に見出しとして「(議決事件)」を付し、同条第1項中「次のとおりである。」を「鳴沢村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関することとする。」に改め、地方自治法第96条第1項において、議会の議決事件として「条例を設け又は改廃すること。」と規定されていますので、同条第1項第1号から第8号を今回の改正にあわせて削るものであります。

なお、附則として施行期日は交付の日からとするものであります。

以上で、議案第48号の提案理由の説明を終わります。

**議長(渡邊明雄君)** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第49号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件

**議長 (渡邊明雄君)** 日程第11、議案第49号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長 (木暮富人君)** 議案第49号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の3ページをごらんください。

条例附則の第12項の後に、第13項として「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」を、4ページに、第14項として「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」を新設するもので、第13項は村民税で分離課税される特例適用利子の額を、第14項は同じく特例適用配当の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

5 ページをごらんください。

5 ページ下段の改正については、先ほど説明させていただいた第 1 3 項と第 1 4 項の新設に伴い、改正前の第 1 3 項を第 1 5 項に改めるものです。

7 ページ、9 ページにつきましても、同様に項番号を 2 つ繰り下げるものです。

9 ページをごらんください。

附則として、第 1 条、この条例は、所得税法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行するもので、平成 2 9 年 1 月 1 日に施行が予定されています。

また、第 2 条として、この条例による改正後の鳴沢村国民健康保険税条例附則第 1 3 項及び第 1 4 項の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等、もしくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等、または同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等、もしくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものです。

以上で、議案第 4 9 号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第12 議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)

◎日程第13 議案第51号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第14 議案第52号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第15 議案第53号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第16 議案第54号平成28年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第17 議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(渡邊明雄君) 日程第12、議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から、日程第17、議案第55

号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに2,862万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を29億6,459万9,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、平成28年度の人事院勧告等に基づく職員人件費466万1,000円、介護予防支援事業特別会計繰出金330万6,000円、介護保険特別会計繰出金194万4,000円、公会計整備事業151万2,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、普通交付税956万6,000円、前年度からの繰越金337万3,000円、県支出金119万8,000円などを見込んでおります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、公会計整備事業151万2,000円を平成29年度へ繰り越しできるものとして設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第50号から議案第55号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第55号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

### ◎日程第18 一般質問

議長（渡邊明雄君） 日程第18、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君からの「全国学力テストの結果公表による小学生の学力向上対策について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 6番 佐藤博水。

平成28年度全国学力学習状況調査結果の公表に基づいた小学生の学力向上対策について教育長に伺います。

9月29日、山梨県教育委員会の発表によりますと、全8分野のうち小中学校の国語B以外の6分野で、全国平均を下回っています。小学校は国語Aが全国平均マイナス1.6ポイント、算数Aマイナス0.4ポイント、算数Bマイナス0.6ポイントで、4分野のうち3分野がマイナスポイントとなっております。

県平均のマイナスポイントは、当然、鳴沢小学校も加わっての発表であり、鳴沢村教育委員会では、文言による発表で全国平均と同程度となっており、全国平均と同程度という解釈は、恐らく大半の保護者は不安に思っていることでしょう。

最高正答率県の国語Aは石川県と比較しマイナス5.7ポイント、国語Bも石川県と比較しマイナス6ポイント、算数Aは富山県と比較しマイナス4.6ポイント、算数Bは石川県と比較しマイナス6.1ポイントと、いずれも大きな差が生じています。

基礎的知識を問うA問題、知識の活用力を見るB問題のほか、生活習慣なども聞く調査でアクティブ・ラーニングへの取り組みは70%が取り組んでおり、取り組んでいる児童生徒のほう  
がテストの平均正答率が高い割合であり、次期学習指導要領では全教科に導入されると報道されています。学習指導要領によ  
っての学校運営は承知しておりますが、村内にも教員OBやOGが大勢いらっしゃいますが、この方々にお願いし、放課後や  
遊学館でのアクティブ・ラーニングへの取り組みや、勉強できる体制を考えているか伺います。

中学校は教育委員会が組合立となっているため対応策等は別だ  
と思いますが、鳴沢村教育委員会では結果を最大限に活用し、  
学力向上につながるよう指導方法や授業の改善に取り組みを指  
導するとありますが、それらの内容と学校側で取り組んでいる  
対応、学力向上対策の方針を伺います。

また、どの家庭も優秀な子育てをしたいと願っているに違いあ  
りません。鳴沢小学校の平均学力が向上するということは、他  
の地域から鳴沢村に住み、子育てしたいと考える親御さんがふ  
え、鳴沢村の人口増大にもつながっていくのではないかとも思  
います。これらについてもどのように考え、推進を図っていく  
のか伺います。

よろしくお願いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** ただいまの佐藤博水議員の質問にお答えい  
たします。

平成28年度全国学力学習状況調査の鳴沢小学校の結果につ  
きまして、村のホームページで公表しておりますが、今年度は国  
語、算数ともに全国平均と同程度の結果でした。この調査で大  
切なことは、結果が全国平均と比べてどうであったかというこ

とではなく、鳴沢小学校の児童の学力状況がどうなのかを把握し、今後の学習にどう取り組んでいけばよいのかを確認することにあると思います。

教育委員会といたしましても、小学校にこの結果の分析を行い、日常の学習指導と効果的な取り組みや課題を明らかにして、改善策を明示した上で、学力向上につながる指導方法の工夫や授業改善に取り組むよう指導しております。

今年度の結果より鳴沢小学校の課題点は、国語につきましては「文章表現を理解すること」、「指定された条件に沿って文章を書くこと」、算数につきましては「割合の問題を解くこと」、「示された式の意味を理解し、それを説明すること」でありました。

このことから、小学校より次の点を充実させ指導していくとの報告を受けております。

1点目は、「やまなしスタンダード」に基づく授業を進めていく。現在、山梨県下の公立学校では、「全ての学校で校長のリーダーシップの下、全教職員がチームとなって授業研究が行われている山梨県」を合い言葉に、児童の確かな学力の定着・向上を目指した取り組みを進めています。

2点目は、読み・書き・計算などの基礎・基本の習熟を徹底する。

3点目は、朝学習・補充学習を利用し、個に応じた指導を徹底させる。

4点目は、教材や教具、学習形態、指導方法を工夫する。

5点目は、宿題、家庭学習の充実を図る。鳴沢小学校で作成した「家庭学習の手引き」や山梨県教育委員会で今年度作成した「学びの甲斐善八か条」を配布し、家庭にも啓蒙を行う。

6点目は、読書活動の充実を図る。

7点目は、校内研究を通しての授業力を向上させる。

8点目は、一校一実践、一人一実践への取り組みによる授業改善を進める。

9点目は、研修会、研究会等への参加者の環流報告を通して、一人の学びを全員の学びにしていく。

以上の9点です。

この学校の方針は、10月3日発行の学校便りに掲載し、保護者に周知しております。

また、村では、村単支援講師を5名採用しておりますが、夏季・冬季休業中にフォローアップ教室として学習支援教室を開催しております。日ごろの学習で解決できない点や理解が不十分な点を、長期休業中に村単支援講師とともにじっくり取り組むことができます。先ほどの村内マンパワー等の利用ということになりますが、予算の関係とか、人材が不足しているというようなことで、こういうフォローアップ教室を実施しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

調査により測定できるのは学力の特定の一部、学校における教育活動の一側面であり、児童一人ひとりの総合的な学力や学校の教育力が明らかになるわけではありません。調査結果から、基礎学力や活用力等の定着度や学習習慣・家庭学習の状況から細やかな分析を行った上で、学校の課題や取り組むべき内容、具体的な方策等について明確化し、基礎基本を理解する力を養う指導方法を探求し、実践していくことでもあります。

文言による公表ということですが、文部科学省の学力学習状況調査に関する実施要領により、公表する内容や方法等については、「教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるように判断すること。調査結果の公表をする教育委員会または学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値の

みの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。なお、平均正答数や平均正答率などの推移について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。児童個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、個人情報保護を図ること。調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを明示する」という配慮事項が示されております。

また、平成26年第3回定例会で、文部科学省の実施による全国学力テストの平均正答率公表について、佐藤博水議員の質問に前教育長の小林三郎教育長ですけれども、このように回答しております。

「数値を公表することについては、文部科学省から、弊害をなくすために教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるように判断すること、公表内容については教育委員会と学校とで事前に十分相談すること等の数多くの条件が付されております。また、以前から数値での公表に反対していた学校現場での先生方、南都留郡校長会、教頭会、教育会の先生方の強い反対意見等があり、山梨県教育委員会が示された公表する場合の参考事例に従い、数値ではなく言葉で公表することといたしました」と答弁しております。

26年度から28年度も、この状況が続いております。

それから、学力が向上することにより人口増につながっていけば喜ばしいことですが、子育て世代を呼び込むためには、結婚・妊娠・出産・子育て・教育の切れ目のない支援により安心して子育てできることはもとより、学力向上などの教育・子育て環境を充実させることが必要だと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** いろいろな対応、取り組みをしてもらっていると、これらの結果を十分期待したいと、このように考えます。

同じくこの調査のときに、生活習慣などを聞く調査で、「新聞を読むか」という問いに小学生は、64.8%が「毎日読む」、63.3%が「週に1回から3回くらい読む」、59.1%が「月に1回から3回」、「全く読まない」というのが55.1%で、新聞を読む頻度が多いほど高い正答率ということで、他の科目にも同様というようなことだと思えます。こんなふうに報告されております。

これらの結果で新聞を読む習慣づけ、このような対策等はどのように教育しているのか伺いたいと思えます。

山梨県教育委員会では「児童生徒の保護者が家庭学習の重要性を共有し推進したい」としてはいますが、夫婦共働きの多い今日では大変厳しいものがあるかと思われまます。教育行政でも何とか考える時期であると思われまますが、お考えを伺いたいと思えます。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** その新聞を読むということについては、先ほどの目標の9点にはのっていませんけれども、また学校のほうへもそういうことも指導していくように伝えていきたいと思えます。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 教育というものは結果がすぐあらわれるものではないと思えます。さまざまな観点から環境づくりに重点を置きながら、より多くの児童生徒が学力向上できるように教育

行政を期待し、質問を終わりたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「住み易い鳴沢村の実現を目指した、運転免許証の返納者への補助と公共交通機関の拡充策について」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

住み易い鳴沢村の実現を目指した、運転免許証の返納者への補助と公共交通機関の拡充策について、村長に伺います。

全国で高齢者ドライバーによる交通事故が相次ぎ、免許証返納などの措置が必要との報道がありました。この鳴沢村でも高齢化が進行し、高齢者だけで生活している世帯もあります。また、運転に自信がなくなってきたとしても、公共交通機関の不便さから運転免許証を返納することができない方もいます。

高齢者ドライバーによる交通事故を防止するためには、運転に自信のなくなった高齢者の方が、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりをしていく必要があります。

車の運転に自信がない高齢者の自主返納を促すよう、返納者に対してバス代、タクシー代等の補助をする考えはありますか。

また、ことし、村民が待ち望んでいた河口湖駅からバイパスを經由した本栖湖までのブルーラインが開通しました。現在の利用状況と公共交通機関のさらなる拡充策について、村長の考えをお聞かせください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えします。

まず最初に、車の運転に自信がない高齢者の方の免許証の自主返納に対してお答えいたします。

毎日のように高齢者による悲惨な交通事故の報道は後を絶ちません。鳴沢村の免許証自主返納の状況は、平成25年が1人、

平成26年が5人、平成27年が6人、平成28年が11月末現在で6人となっており、書きかえ時に更新しない人もあり、今後も増加傾向は続くものと思っております。

現在、村では、介護保険サービスによる高齢者世帯を対象とした通院の送迎サービスを8名の方が利用しております。ほかにも現在、利用はありませんが、生活必需品の買い物代行サービスの利用も可能となっております。また、介護保険適用外の高齢者を対象とした買い物サービスを1名の方が利用しております。このほか、運転経歴証明書の提示による山梨県タクシー協会加盟のタクシーによる1割の割引制度があります。

また、生活路線バスや本栖湖周遊バスへ町村で赤字分の補助を行い、運行を継続していることにより、高齢者や学生などはもとより、免許証を自主返納した方も利用できる対応をとっていると考えております。

鳴沢村は地域柄、近親者に頼り、身内にお願ひする傾向が強いように感じられます。今後、村民からバスやタクシー利用の要望の推移や、国中地方で実施されている運転免許証自主返納支援事業の研究を進め対応していくとともに、さらなる山梨県の助成制度の確立のお願いを呼びかけていく所存であります。

それから、2つ目の質問であります、本栖湖周遊のブルーラインの利用状況についてですが、4月29日の利用開始から9月30日までの間のデータによりますと、河口湖発の利用が4,560人、本栖湖発の利用が4,822人、運行便数1,240便で1便当たり7.6人となっており、利用者はまだまだ少ないのが現状です。

詳細な説明をいたしますと、河口湖駅から本栖湖方面についての乗車の多い地点は、河口湖駅3,293人、風穴232人、氷穴161人等となっており、降車の多い地点は、氷穴1,1

19人、本栖湖観光案内所605人、風穴451人等となっております。

本栖湖から河口湖駅方面について乗車の多い地点は、氷穴909人、風穴712人、本栖湖596人で、降車の多い地点は、河口湖駅3,147人、風穴266人、氷穴229人となっております。

生活路線としての利用は、山梨赤十字病院の乗車が96人、降車が100人、ショッピングセンター・ベルの乗車が151人、降車が188人、フォレストモールの乗車が81人、降車が108人となっており、村内のバス停の利用状況は、道の駅での乗車が276人、降車が374人、氷穴での乗車が1,070人、降車が1,348人のほかに、村内地区のバス停の乗車が91人、降車が96人となっております。

この状況を見ますと、観光の方の利用が多い状況だと考えておりますが、広報等で村民の方にも利用を呼びかけたいと思っております。西湖周遊と比べますとまだまだ少ない状況ですが、富士急山梨バスでも河口湖駅で本栖湖周遊バスの利用の呼びかけや、インターネットによる本栖湖方面への誘導を促しているなどの対策をとってもらっております。

公共交通機関のさらなる拡充については、事業者としては、既存の生活路線バスと本栖湖周遊バスの収益性が一番の判断基準だと思っております。可能な限り富士急山梨バスと地域住民や観光客が利用しやすい方向で検討してまいりたいと思っております。

以上で、渡邊政司議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 病院への送迎が8名、あと買い物代行サービ

ス、こちらもしているという報告がありました。しかし、多くの高齢者が日々の生活で利用できなければ状況は改善しません。今後、利用回数や利用者をふやす考えはあるでしょうか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** これは人員にもよると思います。時間帯にもよると思います。ただ、乗り合わせということもできるはずですから、そういう制度を利用してもらえれば、もっと利用価値が上がると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 運転に自信がなくても免許証を返納することができない危険な高齢者も大勢います。近隣の町村の状況を見て先延ばしにすることがないように、早期助成制度の実施と住みやすい鳴沢村の実現を望み、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「信号機について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

信号機について、村長にお伺いいたします。

最近、高齢者の自動車事故等が多く報道されています。年齢を重ねると視力も体力も落ち、勘も悪くなります。

鳴沢村の高齢化率は11月1日現在29.2%です。今後もますます高齢化は進むこととなります。

村内の国道は、以前は40キロ規制でしたが、現在は50キロ規制です。車はスピードを出して走っていきます。高齢化が進み交通事故が予想されますので、村内にある2ヶ所の押しボタン式信号機を感応式信号機に変えるよう関係機関に働きかけ、村民の安全を守る考えがあるかをお伺いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

村内の国道139号は、平成27年の年末より時速40キロメートルから時速50キロメートルに速度制限が緩和されました。これは鳴沢村からつながる本栖湖周辺が60キロメートル、富士吉田周辺が50キロメートルの規制になっており、役場前の区間だけが40キロメートル規制となっていました。実際に走行している速度や歩道も設置されていることから、公安委員会で安全性が確保できていると判断をしたため、速度規制が緩和されたものだと思います。

ご指摘の2ヶ所の信号機のうち、吹野宅裏の信号機は以前の死亡事故により、また境野の信号機は小学生の通学のために設置されたもので、両信号機の設置の目的は、小学生を主に歩行者が国道を横断することを目的としていると伺っております。

今回この2ヶ所の信号機を感応式に変更するには、設置の目的から外れてしまうことや、感応式信号機に変更した場合は、週末や観光シーズンになるとさらなる渋滞を引き起こす原因にもなり、信号機の管理者である公安委員会の理解を得ることは難しいのではないかと考えておりますが、安協鳴沢支部と相談して検討していきたいと考えております。

以上で、小林利雄議員の質問にお答えさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 現在、建設中の大田和の出口は国道がカーブのため信号機をつけると思いますが、最初から感応式の信号機を設置するよう関係課に働きかけてください。公共交通機関の不便な鳴沢村では、車は生活必需品です。高齢者になっても車がなくては生活ができません。

国道に出るときに村民が事故を起こすと、9割以上が村民の責

任になるというデータがあります。村民が不利にならない政策を期待し、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 質問は終わりですが、一本木の交差点は信号機が近いため設置はできません。というのは、十字路といっても南側の道路が狭いため、信号機をつけてもらうには吉野荘の東の信号機を移動させるかどうかだけです。今は信号機というのは、歩行者の安全のための信号機という考えで行っているようであります。

以上、参考に答弁させていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 今の答弁ですけれども、ということは高齢者になっても、事故が起こってもしようがないという考えでしょうか。私はやっぱり感応式信号機がないとあそこは非常に危ないと思ったから質問したんです。その辺はどうなんですか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 状況を見ておりますと、車に乗ってきた方も停めてボタンを押して渡る方もおられます。そういう利用の仕方もあるんじゃないかと考えておられます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

以上で、全ての一般質問を終わります。

---

**議長（渡邊明雄君）** 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月14日から15日までの2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月14日から15日までの2日間を  
休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月16日午後2時半から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月13日

議会議長

署名議員

署名議員



平成28年12月16日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄	10番	欠員

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第5号)  
日程第4 議案第51号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第52号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第6 議案第53号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計

## 補正予算（第3号）

- 日程第7 議案第54号平成28年度鳴沢村介護予防支援事業  
特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第56号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件
- 日程第10 発議第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入  
を求める意見書の提出
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後2時30分

**議長（渡邊明雄君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、佐藤博水君、三浦利雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

平成28年第3回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会  
第3回定例会について報告をいたします。

9月28日午前10時より招集され、会議が行われました。

委員15名と、会議事件説明のため、組合長の梶原義美組合長  
を初め、全執行部員の出席がありました。

本会議においては、会期を9月28日の1日間と決めました。  
会議事件は4件でした。

議案第8号平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ608万円を追加し、歳入歳出  
それぞれ1億1,616万2,000円とする。

補正内容は、財産管理費として、既存車庫破風追加修繕工事、  
これは風によって車庫の二階が壊れたということで、これが1  
38万円、造林費として、平成29年度新植地拵委託及び鹿柵  
材料費として1,464万4,000円の内容でした。

これは、予備費補正2,710万5,000円、一般財源マイ  
ナス994万円、財源がマイナスということで、これを一般財  
源に回したものです。

これは全員の承認で可決されました。

議案第9号平成27年度一般会計歳入歳出決算認定。

実質収支額、歳入総額が1億5,480万円、歳出総額が1億  
1,940万9,000円、歳入歳出差引額が3,539万1,  
000円の黒字でした。

美化協議案第3号平成27年度美化協会会計歳入歳出決算認定  
（富士スバルライン沿線美化推進協力会）。

歳入合計が8,154万9,744円、支出済み額が4,57  
5万2,125円、歳入歳出差引残高が3,579万7,61  
9円の黒字でした。

これも全員の承認が受けられました。

第10号議案公平委員選任の同意の件。

任期満了に伴う公平委員に、元鳴沢村議会議員の渡辺喜頼さんが選任され、同意されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 河口湖南中学校組合議会、8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

9月28日午後2時より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員14名と、会議事件説明のため、渡辺喜久男組合長、理事、事務局、教育委員の出席がありました。

本会議においては、まず会期が28日、1日間と決定されました。

会議事件は、まず、議案第5号平成28年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第2号）の議定について。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ599万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,952万2,000円とする原案のとおり決定いたしました。

認定第1号平成27年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入歳出それぞれ5億7,483万5,469円で認定されました。

同意第1号監査委員の選任に同意を求めることについて。

議会選出監査委員の辞職によるもので、富士河口湖町大嵐1510番地3、竹田文明さんが選出され、同意されました。

同意第2号教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについて。

小立地区選出区分教育委員の任期満了によるもので、富士河口

湖町船津1201番地1、乳ヶ崎の渡辺美恵さんが選出され、同意されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 青木ヶ原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

**2番（渡辺圭一君）** 青木ヶ原ごみ処理組合議会が平成28年11月18日9時30分より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員6名、欠席2名、それと会議事件説明のために、青木ヶ原ごみ処理組合管理者、富士河口湖町長、渡辺喜久男さん、同じく副管理者、小林 優さん、ごみ処理組合、三浦悦郎所長、会計管理者、堀内正志さん、監査委員として渡辺好男さんの出席がありました。

決定された事項は、本会議において、会期は11月18日、1日間と決定されました。

次に、平成27年度青木ヶ原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入4,895万5,000円、歳出3,812万8,000円、差引1,082万7,000円、これを次年度への繰り越しとなりました。会議において全会一致で承認され、可決しました。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

11月18日午後2時30分より招集され、第2回定例会が行われました。

議員23名と、会議事件説明のために、広域連合長、内藤久夫  
葦崎市長をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局12名  
の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員8名の議席の指定があり、会期  
は1日間と決定されました。

その後、甲州市の川口議員から、「後期高齢者医療制度におけ  
る保険料の軽減特例について」の一般質問がありました。

会議事件は5件で、内容としましては、まず平成27年度山梨  
県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)について、事務局から専決処分の報告があり、原案  
のとおり承認されました。

これは、平成27年度の高額療養費が5,967万5,000  
円不足したための補正で、歳入歳出の総額の増減は行わずに、  
歳出予算の組み替えのみを行ったものです。

次に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳  
入歳出決算の認定について事務局から説明があり、原案のと  
おり認定されました。

歳入総額4億9,597万円、歳出総額4億7,499万3,  
000円、実質収支額は2,097万7,000円でした。

続いて、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高  
齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について事務局から説  
明があり、原案のとおり認定されました。

歳入総額995億7,866万3,000円に対して、歳出総  
額は975億9,937万4,000円で、差引額は19億7,  
928万9,000円でした。

次に、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高  
齢者医療一般会計補正予算(第1号)について事務局から説明があ  
り、原案のとおり可決されました。

主な内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,097万6,000円を増額し、それぞれ4億9,342万1,000円とするもので、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金とするものです。

最後に、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について事務局から説明があり、こちらも原案のとおり可決されました。

この補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億3,894万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれを989億4,312万円とするものです。この増額した16億3,854万3,000円は、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を精算により返還するものです。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 青木ヶ原衛生センター議会、4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

11月1日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員10名と、会議事件説明のために、青木ヶ原衛生センター管理者、富士河口湖町長、渡辺喜久男氏、副管理者、鳴沢村長、小林 優氏をはじめ、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

会議においては、まず会議が1日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、平成27年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定について行われ、歳入額7,316万4,560円、歳出額4,782万2,505円で、歳入歳出差引残高2,534万2,055円です。い

ずれも原案のとおり可決されました。

また、本年度甲州市分が、設備の故障により、400トン処理量が増えたとの報告がありました。さらに富士山五合目のトイレが水洗となったため、量がふえているとの報告もありました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第5号）

◎日程第4 議案第51号平成28年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第52号平成28年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第53号平成28年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第3号）

◎日程第7 議案第54号平成28年度鳴沢村介護予防支援  
事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第8 議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医  
特別会計補正予算（第2号）

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、日程第8、議案第55号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

**予算決算常任委員長（小林昭一君）** 今定例会におきまして、予算

決算常任委員会に付託された議案第50号平成28年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、議案第55号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、12月15日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で委員長報告を終わります。

先ほど、議案第55号平成27年度と申し上げましたが、平成28年度の誤りでございますので、訂正させていただきます。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は、委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第50号から議案第55号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第50号から議案第55号までの6件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。したがって、議案第50号から議案第55号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第9 議案第56号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第9、議案第56号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案第56号鳴沢村人権擁護委員候補者推薦の件について、提案理由をご説明申し上げます。

現委員であります渡辺敏明氏及び渡辺邦男氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となることを受け、次期委員として、渡辺邦男氏の再任と、新しく、鳴沢村4046番地3、渡辺正次氏を法務大臣に推薦したいと思います。

ご存じのように、両候補者ともに人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、適任とと思われますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、委員候補者の適否についてご意見いただけますようお願い申し上げます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(渡邊明雄君)** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎日程第10 発議第3号地方議会議員の厚生年金制度への 加入を求める意見書の提出

**議長(渡邊明雄君)** 日程第10、発議第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。8番小林利雄君。

**8番(小林利雄君)** 発議第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げ

げます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることが挙げられております。

昨年行われた統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定員割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障は基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金が議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかなければならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

このようなことを踏まえ、国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を実現するよう、地方自治法第99条の規定に基づき、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長 (渡邊明雄君)** 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長

からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成28年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月16日

議会議長

署名議員

署名議員